

令和2年4月28日

保護者の皆様

京都市立堀川高等学校  
校長 橋 詰 忍

### 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、政府による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府は「特定警戒都道府県」に指定されている状況にあります。これらの措置は、現時点においては5月6日までが期限となっており、4月28日時点では、国において指定の延長、または解除等が示されておりませんが、本市の感染状況が引き続き警戒を緩めることができない状態にあることや、5月7日以降の対応について、児童生徒や保護者等の皆様への周知期間を確保し、各ご家庭及び学校・園における準備を円滑に進めていく必要があるため、教育委員会において、当面、5月17日（日）まで臨時休業期間を延長し、更に、その後の対応については、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めて決定することが示されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

### 記

#### 1 臨時休業期間について

臨時休業を、5月17日（日）まで延長し、以降の取扱いについては、今後、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めてお知らせします。

#### 2 臨時休業期間の基本的な過ごし方

- (1) 緊急事態宣言が京都府に発出されている趣旨も踏まえ、引き続き、期間中は不要不急の外出を控え、できるだけ生徒には自宅で過ごしていただきますよう、ご指導をお願いします。早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、散歩やジョギングなど、戸外の軽い運動も行うよう、ご指導ください。
- (2) 4月7日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間中の健康管理について」に添付しております「健康観察票」をもとに、引き続き、生徒と一緒に健康観察に取り組み、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上についても意識を高め、実践していただくよう、お願いします。

(3) 以下の場合、すみやかに学校（電話 075-211-5351）へ連絡してください。

- お子様**が**、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様**に**感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

(4) 休業期間中の教育活動について

(ア) 休業期間中の教科学習ならびに総合的な探究の時間（探究基礎）について

Web サーバーを用いた学習管理システムである堀川高校 LMS(moodle)上にて、今年度履修している科目の進め方や、探究基礎の内容、課題の提出などに関する指示が掲載されています。課題の一部は、堀川高校 LMS 上での提出が求められています。平日は毎日堀川高校 LMS にログインし、指示を確認するとともに、学習を進めるようご指導ください。

なお、休業を踏まえた授業の進度や、学習評価の対象となる課題などについては、5月8日に堀川高校 LMS 上に提示する予定です。

(イ) 特別活動について

例年ゴールデンウィークの中の平日に実施していた遠足は、今年度は中止といたします。球技大会・文化祭などについては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や京都市教育委員会からの通知などを踏まえ時期・形態を含め検討をして参りますので、改めてお伝えします。